

令和元年5月31日開催

令和元年度
燕市農業委員会第2回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第2回総会 議事録

1. 開催日時 令和元年5月31日(金曜日)
午前9時30分～午前10時00分

2. 開催場所 燕市役所 301会議室

3. 出席委員(28名)

1番 金山 吉夫	11番 早渡 秀夫	21番 江口 保
2番 長谷川治仁	12番 大久保政博	22番 山浦 博
3番 原田國太郎	13番 山上 忠	23番 小川 芳秀
4番 渡邊美代子	14番 中村 幸夫	24番 本井佐登志
5番 佐藤 春夫	15番 伊藤 均	25番 佐藤 信一
6番 江辺 耕一	16番 伊藤 和夫	26番 遠藤 忠夫
7番 川本 敏夫	17番 土田 喜七	27番 三浦 哲郎
8番 笠原 久幸	18番 本田 繁	28番 澤口 義明
9番 廣野 和夫	19番 荻原 一郎	29番 和田 正春
10番 山田 直子		

4. 欠席委員(1名)

欠席 1名 20番 霜鳥良一
欠員 0名

5. 会議日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員の選任
- (3) 会長報告

報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

報告第7号 農地転用事実確認願いについて

報告第8号 農地の転用事実に関する照会について

(4) 議事

- 議案第 8 号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 議案第 9 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 10 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 11 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第 12 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について及び農用地利用配分計画の認可について
- 議案第 13 号 平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 志田 晃 次長 加藤幸夫 副参事 広瀬美佳子

7. 総会議長

本井 佐登志 （会長）

8. 議事録署名委員

22 番 山浦 博 23 番 小川芳秀

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の欠席委員は、議席番号 20 霜鳥良一 委員より欠席の連絡がありましたので、報告致します。</p> <p>なお、各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきましては、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は 28 名であります。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第 2 回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程 2 の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、議長として次の 2 名を指名致します。</p> <p>議席番号 22 山浦 博 委員及び</p> <p>議席番号 23 小川芳秀 委員にお願いします。</p>
議 長 事務局	<p>次に、日程 3 の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第 6 号から第 8 号を事務局に一括して報告を求めます。</p> <p>会長報告第 6 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知(合意解約)」の報告であります。</p> <p>受付番号 11 番 笈ヶ島字興野前の田、1 筆、面積 85 m²、燕市道拡幅を目的とした用地買収に伴う小作権の解約であります。</p> <p>続いて農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号 12 番 中川字中道上の田、計 3 筆、面積 3,046 m²、経営転換協力金受給に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 13 番 柳山字前畑の畑、1 筆、面積 190 m²、5 条転用に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 14 番 笈ヶ島字興野前の田、1 筆、面積 83 m²、燕市道拡幅を目的とした用地買収に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 15 番 笈ヶ島字興野前の田、計 3 筆、面積 193 m²、燕市道拡幅を目的とした用地買収に伴う利用権の解約であります。</p>

事務局	<p>受付番号 16 番 源八新田字二番割の田、1 筆、面積 1,840 m²、地権者が耕作するための利用権の解約であります。</p> <p>続きまして、会長報告第 7 号、「農地転用事実確認願いについて」であります。</p> <p>受付番号 4 番 燕字深田の田、1 筆、面積 380 m²、転用目的は住宅、現況地目は宅地、証明番号年月日は、証第 2 号、平成 31 年 4 月 26 日であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 8 号、「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号 2 番 南七丁目の畑、計 3 筆、面積 648 m²、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無とその内容は、有り、昭和 42 年 1 月 24 日、農地法第 5 条、住宅。原状回復命令の有無は無し、用途地域内であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p>
議 長	<p>ご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。</p> <p>議案第 8 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 8 号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。</p> <p>受付番号 3 番 柚木字枯木の田、1 筆、面積 267 m²、当初計画者から承継者に名義変更され、転用目的は住宅で変更はありません。位置図は、議案資料 1～2 頁をご覧ください。当初計画者は、転用許可取得後に実家に居住することとなったため、住宅を建てることができず、承継者が改めて住宅用地として取得するものであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る 5 月 22 日、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>5 月 22 日、午前 9 時 30 分より、市役所 301 会議室で、第 1 事前審査委員会委員全員の出席による審査の結果、「農地転用事業計画変更承認申請」1 件、異議がなかった事を報告致します。</p>

議 長	<p>只今、三浦委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり承認とする事で、異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり承認とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第9号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第9号「農地法第4条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号3番 下粟生津字下組の畑、1筆、面積77㎡、転用目的は住宅敷地の拡張、令和元年9月18日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料3～4頁をご覧ください。隣接する宅地との境界に垣根をつくるものがあります。申請地は、集落内に点在する農地で、宅地の連たん地であることから、営農に支障はなく、第3種農地であると判断される場所です。</p> <p>受付番号4番 杉名字杉名の田、1筆、面積161㎡、転用目的は車庫、令和元年9月30日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料5～6頁をご覧ください。申請地に新たな車庫を計画したところ、既存の車庫が無許可のまま建築されていたことが判明したため、改めて転用申請を行うものであります。</p> <p>申請地は、集落内に点在する農地で、宅地の連たん地であることから、営農に支障はなく、第3種農地であると判断される場所です。</p> <p>またこの申請に伴い、申請者から「始末書」が提出されておりますので、事前審査委員会で読み上げさせていただきます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る5月22日、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>事務局の説明のとおり、始末書の読み上げがありました。審査の結果、</p>

議 長	<p>農地法第4条申請2件、異議がなかった事を報告致します。 只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。 これより審議をお願い致します。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。 (異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号9番 大川津字分水路の畑、1筆、面積15㎡、転用目的は、通路敷地、契約内容は贈与、現状のまま利用するものです。位置図、土地利用計画図は、議案資料7～8頁をご覧ください。</p> <p>市道に面した通路の一部が農地となっているため、贈与を受け、通路として使用するものであります。</p> <p>申請地は宅地に点在する農地であることから、営農に支障はなく、第3種農地と判断されるところであります。</p> <p>また、現地はすでに通路として使用されていることから、申請者より始末書が提出されており、事前審査委員会で読み上げさせていただいたところであります。</p> <p>受付番号10番 柳山字前畑の田、1筆、面積190㎡、転用目的は通路敷地、契約内容は売買、令和元年7月5日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料9～10頁をご覧ください。</p> <p>幹線道路からの通路を確保するため、農地を転用するものであります。申請地は宅地に点在する農地であることから、営農に支障はなく、第3種農地と判断されるところであります。</p> <p>受付番号11番 吉田法花堂字新田前の田、1筆、面積2,734㎡、転用目的は駐車場(42台)及びパレット置場、契約内容は売買、令和2年4月30日完工予定であります。位置図、土地利用計画図は、議案資料11～12頁をご覧ください。</p> <p>借り受けていた駐車場が狭くなり返却することとな</p>

ったため、近隣の農地を転用し、駐車場及び一部をパレット置場とするものであります。

申請地は国道289号線と吉田メタルセンターに挟まれた農地で、工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。

受付番号12番 吉田法花堂字新田前の田、1筆、面積1,957㎡、転用目的は資材置場、契約内容は売買、令和元年12月20日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料13～14頁をご覧ください。既存の資材置場が狭く、不便なため、利便性の良い申請地を取得し、経営の安定を図るものであります。

申請地は国道289号線と吉田メタルセンターに挟まれた農地で、工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。

受付番号13番 小高字未明の畑、1筆、面積284㎡、転用目的は、倉庫、契約内容は売買、令和元年12月24日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料15～16頁をご覧ください。建物内装業を営む申請者が、自宅と兼ねている事務所が手狭のため、隣接する農地に倉庫を設置するものであります。

申請地は中ノ口川と堤防、新幹線、都市計画道路に囲まれた区域内の農振白地の集落内に点在する農地であることから、第3種農地であると判断されるところであります。

受付番号14番 分水弥生町の畑、1筆、面積270㎡、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和元年10月31日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料17～18頁をご覧ください。賃貸住宅が手狭になり、住宅を建築するものであります。

申請地は市街地に点在する農地で、第1種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。

受付番号15番 杣木字枯木の田、1筆、面積267㎡、転用目的は住宅、

	<p>契約内容は売買、令和元年9月30日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料1～2頁にお戻りください。先ほど、計画変更承認で説明した案件であります。賃貸住宅が手狭になったため、自用住宅を建築するものであります。</p> <p>申請地は、分譲された宅地内に点在する農地で、宅地の連たん地であることから、営農に支障はなく、第3種農地であると判断される場所であります。</p> <p>受付番号16番 新堀字下谷地の田、計4筆、面積4,181㎡、転用目的は資材置場及び駐車場(16台)、契約内容は売買、令和元年11月30日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料19～20頁をご覧ください。</p> <p>近隣にある本社の資材置場が恒常的に不足し、資材置場が分散していることから、本社に近い農地を取得し、資材置場を造成するものであります。</p> <p>申請地は、分水中学校などに隣接する農振白地の農地で、ガス・水道管が埋設された幅員4.0m以上の道路に面しており、500m以内に分水中学校や分水総合体育館など、2つ以上の教育・公共施設が点在し、三方を宅地に囲まれ営農に支障も無いことから、第3種農地の許可要件を満たしていると判断され、許可は止むを得ないと判断される場所であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る5月22日、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、農地法第5条の規定による許可申請8件、異議がなかった事を報告致します。なお、番号16番の3,000㎡を超える案件につきましては、現地確認を行い、事務局より開発内容の説明を受け、異議はありませんでした。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。なお、只今異議なしとした農地法第5条の許可</p>

	<p>について、3,000 m²を超える案件については、許可相当として異常設審議委員会への諮問のあと、許可と致します。</p>
議 長	<p>次に議案第 11 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 11 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」であります。</p> <p>それでは、相対の利用権設定であります。</p> <p>受付番号 23 番 横田字狐山の田、1 筆、面積 585 m²、9 年の再設定、対価は物納であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 5 月 22 日、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、利用権の再設定 1 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">（質疑なし）</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり決定する事で、異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定する事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 12 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について及び農用地利用配分計画の認可について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 12 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について及び農用地利用配分計画の認可について」を説明します。</p> <p>はじめに、農用地利用集積計画であります。</p> <p>受付番号 1 番 笈ヶ島字向島の田、1 筆、面積 7,604 m²、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 11 年 12 月 31 日までの 10 年であります。</p>
事務局	<p>続いて、12 頁、配分計画であります。</p> <p>受付番号 1 番 笈ヶ島字向島の田、1 筆、面積 7,604 m²、利用権の設定を受ける者の設定期間は、令和 11 年 12 月 31 日までの 11 年 5 ヶ月で</p>

事務局	<p>あります。</p> <p>続いて、13 頁、配分計画の移転であります。</p> <p>受付番号 2 番 笈ヶ島字向島の田、1 筆、面積 5,904 m²、期間は令和 11 年 12 月 31 日までの 10 年であります。</p> <p>また、今回の集積計画におきまして、農地所有適格法人が利用権の設定を受けることになるため、要件確認資料を添付しましたので、議案 15 頁の「議案第 12 号関係資料」をご覧ください。</p> <p>農地所有適格法人、番号 1 の「(株)アグリサービスカンパニー」は、(1) から (4) までの農地所有適格法人の全ての要件を満たしております。</p> <p>また、事前審査会では、13 頁の配分計画の移転に記載された金額が、集積・配分計画の金額と異なる理由について質問がありましたが、以前の契約に対して借受人が変更されるだけで、賃借料は、今回の他の契約とは関連が無い旨の説明をさせていただきました。</p> <p>また、賃借料については、平成 31 年 2 月総会で承認された新規契約時の賃借料と同額であることを確認しております。</p> <p>今回、指摘された金額については農林公社に確認したところ、両者の事情による単価設定であるとの回答でした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 5 月 22 日、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、農用地利用集積計画 1 件、農用地利用配分計画 1 件、及び配分計画の移転 1 件、異議がなかった事を報告します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>(質疑なし)</p> <p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、農用地利用集積計画については原案のとおり決定する事、また、農用地利用配分計画、配分計画の移転については、意見は特になしとする事で、ご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり、農用地利用集積計画については原案のとおり決定する事、また、農用地利用配分計画、配分計画の移転については、意見は特になしとする事に決しました。</p> <p>なお、議案第 11 号及び第 12 号の案件につきましては、6 月 5 日の告</p>

	示により効力が発生する事になります。
議 長	次に議案第 13 号「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	<p>議案第 13 号「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の決定について」であります。</p> <p>この議案につきましては、4 月総会の協議事項で、説明させていただきました。今回この場で修正等意見が無ければ、ご承認をお願いしたいと思います。なお、総会の議決後の 6 月に、市ホームページで公開をさせていただきたいと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 5 月 22 日、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
三浦委員長	審査の結果、「平成 30 年度の点検・評価」「令和元年度の目標・活動計画」について、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。
	(質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり決定する事で、異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定する事に決しました。
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しましたので、燕市農業委員会第 2 回総会を閉会致します。</p> <p>(終了時刻 午前 10 時 00 分)</p>

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年5月31日

総会議長 本中作登志

議事録署名委員 山浦博

議事録署名委員 小川芳秀
